

広島修道大学学友会サークル活動における安全・安心マニュアル

1. 本マニュアルの位置付け

本マニュアルは、広島修道大学学友会（以下、本学学友会）に所属するサークルにおける課外活動の安全を確保するために、「平常時の対応」、「事故発生時の対応」及び「事故発生後の対応」に必要な事項を記載したものである。

2. 適用範囲

本マニュアルは、本学学友会に所属する「部」及び「同好会」のサークルに適用する。また、本マニュアルは、これらサークルに所属する全ての者に活用されることを想定している。

3. 体制

サークル活動の安全確保に万全を期すために、本学に以下の者を置く。

a. サークルリスク管理責任者

サークルのリスク管理全般に責任を有する者として、サークルリスク管理責任者を置く。本学の学生センター長をサークルリスク管理責任者とする。

b. サークル事故対応責任者

各サークルに、サークルの活動中に発生した事故に対応するための責任者としてサークル事故対応責任者を置く。各サークルの顧問及び代表者合わせて 2 名以上をサークル事故対応責任者とする。

c. サークル事故対応担当者

各サークルに、サークルの活動中に事故が発生した際にサークル事故対応責任者の指示を受けて適切な事故対応を行うサークル事故対応担当者を置く。各サークルが指定する主務又はマネージャーをサークル事故対応担当者とする。

4. 心構え

サークル学生を始めサークル活動に関わる全ての者は、サークル活動が安全に遂行されるよう日頃から必要な事前の対応を施すとともに、万一事故が発生した場合、冷静かつ迅速に対応し、事故の影響を最小限に留めるよう務め、再発防止に万全を期すものとする。

5. 平常時の対応

事前の事故予防活動として以下の対応を実施する。

a. リスクの洗出し

i. サークルリスク事故対応責任者又はサークル事故対応担当者は、毎年 1 回、各活動場所において、サークル活動中に発生する可能性のある事故とそれらの顕在化を防ぐための確認事項等を取りまとめた別紙 1「事故のリスク一覧」を確認し、サークルリスク管理責任者に提出をする。

ii. サークルリスク管理責任者は、提出された別紙 1「事故のリスク一覧」を用いて、サークル活動中に発生し得る事故の内容と、それらの事故の発生を防ぐためのチェックポイントを確認し、取り纏める。また、必要に応じて財務課に報告し、修繕を図る。

b. 施設等の点検・改善

- i. サークルリスク管理責任者は、毎年1回、別紙2「施設安全のチェックシート」を用いて施設、設備、用具を点検し、改善が必要な施設等を特定した上で、必要に応じて財務課に報告する。

c. 施設等の改善要望への対応

- i. サークルの学生や指導者は、施設・設備の破損及び危険性を発見した場合は、別紙3-1「施設の補修申請書」を、備品・用具の破損及び危険性を発見した場合には、別紙3-2「施設の備品申請書」を用いて、その状況をサークルリスク管理責任者に報告し、改善要望を行う。
- ii. サークルリスク管理責任者は、受領した別紙3-1「施設の補修申請書」または別紙3-2「施設の備品申請書」をとりまとめて、想定されるリスクに応じた対応の優先順位付け（又は施設・設備・用具の使用禁止の判断）について検討をした上で、必要に応じて財務課に依頼する。なお、緊急を要する場合には、速やかに学長に報告し、その対応を依頼する。

d. 保険加入の推奨

- i. サークルリスク管理責任者は、毎年5月に、別紙4「保険加入の推奨について」を用いて、サークルに必要な保険への加入を推奨する。
※全学生について、毎年4月に大学を通して、学研災に加入する。
※教職員顧問及び学外指導者は、毎年4月に業者を通して、傷害保険・賠償責任保険に加入する。

e. 研修の実施

- i. サークルリスク管理責任者は、毎年、一般社団法人大学スポーツ協会（以下、「UNIVAS」という。）が開催する安全管理に関するセミナーのアーカイブ動画等の視聴を学内開催のサークル研修会で実施する（欠席者については、同一内容の視聴を1回以上行う。）。
- ii. 各サークルの主務及びマネージャー（サークル事故対応担当者）並びに顧問及び部長（サークル事故対応責任者）は、毎年、前項のサークル研修会に参加しなければならない。
- iii. サークルリスク管理責任者は、第1項のサークル研修会に参加した者の一覧を作成し、保管する。
- iv. 特段の事由により、サークル研修会に参加できない対象者がいた場合には、サークルリスク管理責任者は、別途動画等を視聴する方法を示し、当該対象者が動画視聴できるよう取り計らう。

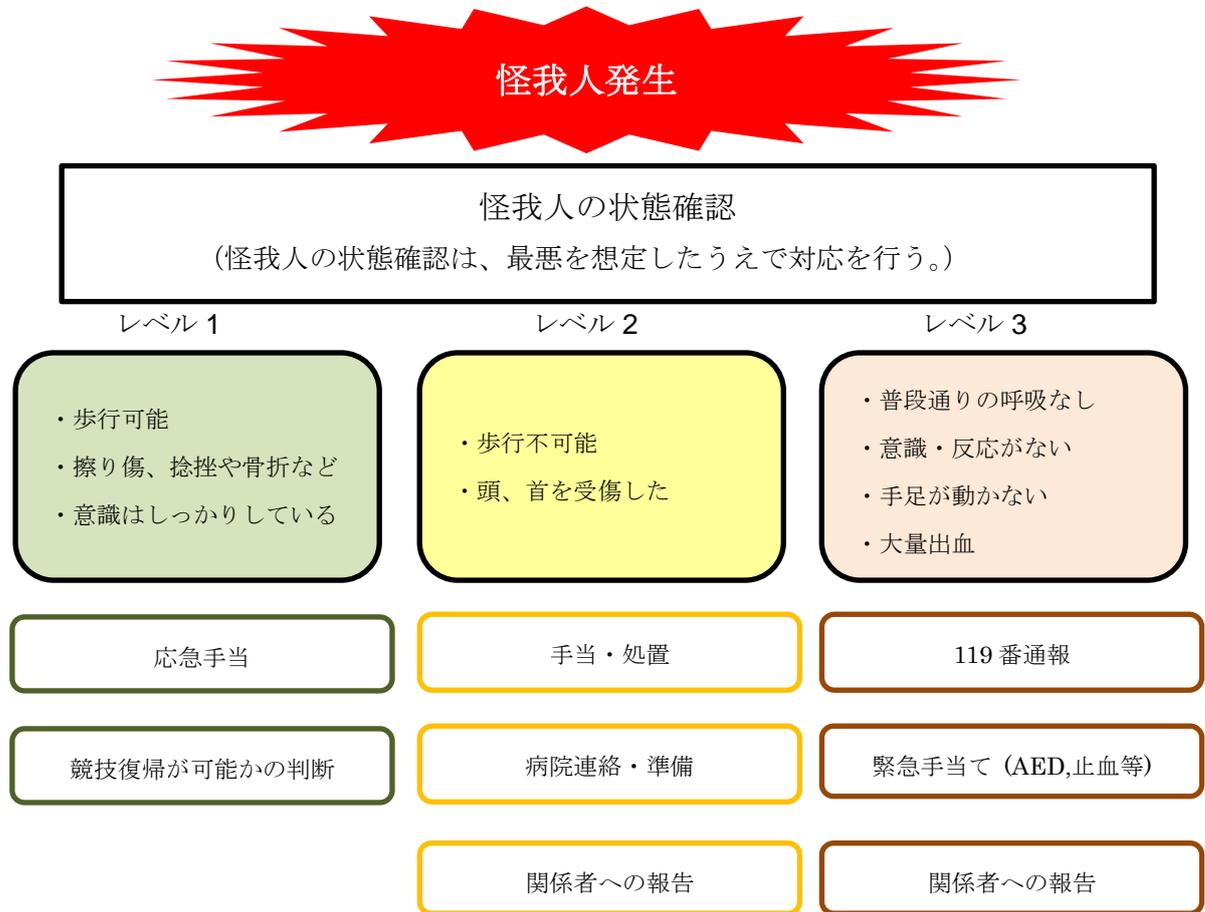
f. 事故情報・事故事例の共有

- i. サークルリスク管理責任者は、毎年4月に、前年度において各サークルの活動中に発生した事故の情報と、可能な範囲で関連団体から収集した事故の情報の一覧を取りまとめ、各サークルのサークル事故対応責任者及びサークル事故対応担当者並びに関連部局に共有する。
- ii. サークル事故対応担当者は、各サークルにおいてミーティングを行い、前項により共有された一覧を用いてサークル部員の安全管理意識の向上を図る。

6. 事故発生後の初動対応

サークル活動中に怪我人が発生した場合、サークル事故対応責任者及びサークル事故対応担当者が中心となり（サークル事故対応責任者及びサークル事故対応担当者が、怪我人が発生した現場にいない場合には、現場にいる者で協力して）、怪我のレベルに応じて以下の初動対応を行う。

a. 怪我のレベルに応じた初動対応の実施



救急車を呼んだ時に必要な要員と役割！

- ・ 負傷者に対応する人 (5~6 人)
- ・ AED、救護資機材を持ってくる人 (1~2 人)
- ・ 記録係 (時系列、情報を紙にまとめる人) (2 人)

【平日 8 : 45~16 : 45】

- ・ 学生センター、保健室 (学内の教職員) に連絡する人 (1~2 人)

【土・日・祝日、平日 8 : 45~16 : 45 以外の時間帯】

- ・ 警備員に連絡し救急車を誘導する人 (1~2 人)

【事故連絡先一覧】

サークル名			
【サークル連絡先】		名前	連絡先
サークル 事故対応責任者	顧問		
	代表者		
サークル 事故対応担当者	主務		
	マネージャー		
監督・コーチ			
学外指導者			
【学内連絡先】		平日 8 : 45 ~ 16 : 45	
サークルリスク 管理責任者	学生センター	森河 亮	082-830-1117
保健室		古武 節子	082-830-1118
【警備員室連絡先】		土・日・祝日、平日 8 : 45 ~ 16 : 45 以外の時間帯	
広島綜警サービス		馬越 紀如	082-830-1382
【近隣病院連絡先】			
斎藤内科		—	082-849-5750
中増整形外科クリニック		—	082-299-6500
日比野病院（脳神経外科）		—	082-848-2357

救急安心センター #7119

（救急車を呼ぶべきか迷ったりしたときに相談する公的な相談窓口）

b. 事故情報の報告

- i. サークル事故対応責任者及びサークル事故対応担当者（サークル事故対応責任者及びサークル事故対応担当者がいない場合には、怪我人が発生した現場にいる者）は、レベル 2、3 と判断した場合には、怪我人の身体の安全確保（手当・処置、119 番通報、病院連絡・準備、緊急手当て）を行った後、別紙 5「事故発生報告書」を用いて速やかにサークルリスク管理責任者に状況を報告する。
- ii. 前項の報告を受けたサークルリスク管理責任者は、サークル事故対応責任者及びサークル事故対応担当者と協力して事故対応を行う。
- iii. サークルリスク管理責任者は、必要に応じて、「事故発生報告書」を用いて関連部門に事故対応状況を共有する。
- iv. サークルリスク管理責任者は、「事故発生報告書」を適切に保管する。

7. 初動対応後の対応

発生した事故への初動対応が完了した後に、以下の対応を実施する。

a. 原因究明・再発防止

- i. サークル事故対応責任者は、項目 6a に示すレベル 3 の事故が発生した場合には、当該事故の初動対応が完了した後に、遅滞なく当該事故が発生した原因を特定するとともに、再発させないための防止策を検討し、その結果を別紙 6「事故原因究明・再発防止策検討シート」にとりまとめ、サークルリスク管理責任者に提出する。
- ii. 前項の検討シートを受領したサークルリスク管理責任者は、その内容を確認し、記載漏れなどがある場合には再提出を求め、記載内容が適切と判断した場合には、その旨をサークル事故対応責任者に回答し、再発防止の徹底を指示する。
- iii. 前項の回答を受領したサークル事故対応責任者は、サークル部員に再発防止策を周知し、その徹底を指示する。
- iv. サークルリスク管理責任者は、事故の発生原因が施設に起因するものであった場合には、別紙 3-1「施設の補修申請書」を作成し、財務課に提出する。
- v. サークルリスク管理責任者は、1年に1回、別紙 5 及び別紙 6 を体育局会、文化局会及び財務課と共有する。

8. ハラスメントの防止

ハラスメントの防止活動として以下の対応を実施する。

a. ハラスメント研修の実施

- i. サークルリスク管理責任者は、毎年、UNIVAS が開催する、ハラスメントに関するコンプライアンス研修のアーカイブ動画等の視聴を学内開催のサークル研修会で実施する（欠席者については、同一内容の視聴会を1回以上行う）。
- ii. 各サークルの主務及びマネージャー（サークル事故対応担当者）並びに顧問及び部長（運動部事故対応責任者）は、毎年、前項のサークル研修会に参加しなければならない。
- iii. サークルリスク管理責任者は、第 1 項のサークル研修会に参加した者の一覧を作成し、保管する。
- iv. 特段の事由により、サークル研修会に参加できない対象者がいた場合には、サークルリスク管理責任者は、別途動画等を視聴する方法を示し、当該対象者が動画視聴できるよう取り計らう。

b. ハラスメントに関する相談窓口の周知

- i. サークルリスク管理責任者は、前項のサークル研修会において、本学のハラスメント防止・対応ガイドライン及びハラスメント窓口相談員を周知する。また、学外に設置された相談窓口として、別紙 7「UNIVAS 相談窓口のご案内」を用いて UNIVAS 相談窓口を紹介する。

9. 本マニュアルの閲覧環境の整備

サークルリスク管理責任者は、サークルに所属する指導者及び学生を始めとする活動に関わる全ての者が本マニュアル及び別紙をいつでも閲覧して提出できるよう、本学のホームページ（以下、URL 参照）に最新版を掲載する。

<https://www.shudo-u.ac.jp/lifesupport/club/index.html>



10. 本マニュアルの改廃

本マニュアルの改廃は、サークルリスク管理責任者の決裁をもって行う。

(以上)

制定・改廃履歴

2024年10月28日制定